

# I 調査の概要

学校基本調査（基幹統計調査）は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づいて文部科学省が所管し、昭和 23 年以降、毎年実施している調査である。

なお、この報告書に掲載された数値は速報値であり、後日、文部科学省から発刊される学校基本統計（学校基本調査報告書）（全国版）の数値が、確定値となる。

## 1 調査の目的

学校教育行政に必要な学校に関する基本に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

## 2 調査期日

平成 29 年 5 月 1 日現在。

ただし、「卒業後の状況調査」は平成 28 年度間の卒業者について、平成 29 年 5 月 1 日現在。

## 3 調査範囲

- ・ 県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校
- ・ 学校教育法第 18 条に基づく不就学の学齢児童及び学齢生徒等

## 4 調査種類及び調査事項

- (1) 学校調査 : 学校数、児童・生徒・園児数、教員数、職員数等
- (2) 卒業後の状況調査 : 卒業者の進学、就職等の状況
- (3) 学校施設調査 : 学校建物・土地面積（※本速報には掲載していない）
- (4) 不就学学齢児童生徒調査 : 就学免除・就学猶予者数、居所不明者数、年間死亡者数

## 5 用語の定義

- (1) 学校数 …………… 本校及び分校の数（休校中の学校を含む）。
- (2) 特別支援学級 …… 学校教育法第 81 条第 2 項各号に該当する児童・生徒で編制されている学級をいう。
- (3) 帰国児童（生徒） …… 海外勤務者等の子どもで、引続き 1 年を超える期間海外に在留し、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に帰国した児童・生徒のうち、平成 29 年 5 月 1 日に在学している者をいう。
- (4) 高等学校専攻科 …… 高校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別な事項を教授し、その研究の指導を目的として設けられた修業年限 1 年以上の課程をいう。
- (5) 専修学校の課程
  - ① 高等課程 …… 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者を入学資格とする課程をいう。
  - ② 専門課程 …… 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者を入学資格とする課程をいう。
  - ③ 一般課程 …… 特に入学資格を定めない課程をいう。
- (6) 高等学校等進学者 …… 高等学校の本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校並びに特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者をいう。

- (7) 高等学校卒業者 …… 専攻科、別科及び通信課程の修了者を除く平成 29 年 3 月の本科卒業者をいう。年度途中（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）に卒業を認められた者も含む。
- (8) 大学等進学者 …… 大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者をいう。
- (9) 専修学校（一般課程）等入学者 …… 専修学校の一般課程、各種学校へ入学した者をいう。（高等学校及び特別支援学校高等部の卒業後の状況には、専修学校の高等課程に入学した者を含む。）
- (10) 公共職業能力開発施設等入学者 …… 公共職業能力開発施設等へ入学した者をいう。
- (11) 一時的な仕事に就いた者 …… 臨時的な収入を得る仕事に就いた者であり、雇用期間が 1 年未満又は雇用の期間にかかわらず短時間勤務の者をいう。
- (12) 左記以外の者 …… 家事手伝いをしている者、外国の高等学校・大学等に入学した者、その他進学（入学）者や就職者に該当しない者で進路が未定であることが明らかな者をいう。
- (13) 進 学 率 ……  $\frac{\text{進学者数}}{\text{卒業者数}} \times 100$
- (14) 卒業者に占める就職者の割合 ……  $\frac{\text{就職者総数}}{\text{卒業者数}} \times 100$   
 ※ 就職者総数には、高等学校又は大学等進学者、専修学校（高等課程又は専門課程）進学者、専修学校（一般課程）等入学者及び公共職業能力開発施設等入学者のうち、就職している者を含む。
- (15) 就学猶予者 …… 学校教育法第 18 条の規定に基づき、就学義務を一定期間猶予された者をいう。
- (16) 就学免除者 …… 学校教育法第 18 条の規定に基づき、就学義務を免除された者をいう。

## 6 その他

表中の構成比等は単位未満を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある。